

金融庁における法令適用事前確認手続（回答書）

令和5年6月19日

（ 照会者 ） 殿

金融庁総合政策局リスク分析総括課貸金業室長

令和5年6月7日付けをもって照会のあった件につきまして、金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則3.（3）の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者（代理人を含む）から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではありません。

記

1. 回答

照会のあった具体的事実について、照会書に記載された借り手が法人である貸付型ファンドの投資家の行為については、貸金業法第2条第1項に規定する金銭の貸付けには該当せず、当該投資家は、同項に規定する貸金業者に該当しないものとする。

2. 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

事業者が投資者からの出資金を原資として、主として（基本的にファンドの運用財産の50%超をいう）金銭の貸付けを行うことを出資対象事業とするいわゆる貸付型ファンドについては、事業者が、以下の投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号。以下、「投資事業有限責任組合法」という。）に規定する投資事業有限責任組合契約の方策により、借り手が法人である貸付型ファンドを行う場合には、投資者は、貸付けの実行判断を行っていないものとする。

## (1) 事業スキーム

投資事業有限責任組合法に規定する投資事業有限責任組合契約によるものであり、投資者は投資事業有限責任組合法上の有限責任組合員であって、貸付債権に対する処分権限を有さず、貸付け業務を執行することができず、貸付け行為に関し投資事業有限責任組合法第9条第2項に規定するその出資の価額を限度として組合の債務を弁済する責任を負うことを除き義務を有していないこと。

## (2) ファンド事業者（貸付実行者）

- ① 貸付約款等において、ファンド事業者（貸付実行者）自らが、貸付金額、貸付金利、資金用途等の貸付条件を設定のうえ借り手に提示し、借り手と投資者とが貸付けに関する接触をしない旨や当該接触をさせないことを担保するための措置が明記されていること。
- ② ファンド事業者（貸付実行者）は、貸金業法第24条の6の12第2項に規定する社内規則に、借り手と投資者とが貸付けに関する接触をさせないことを担保するための措置を規定していること。

## (3) ファンド販売業者

- ① 投資事業有限責任組合契約等において、投資者は、貸付債権に対する処分権限を有さず、貸付け業務を執行することができず、貸付け行為に関し投資事業有限責任組合法第9条第2項に規定するその出資の価額を限度として組合の債務を弁済する責任を負うことを除き義務を有していないこと、また、投資者と借り手とが貸付けに関する接触をしない旨や当該接触をさせないことを担保するための措置が明記されていること。
- ② ファンド販売業者は、投資者に対し、借り手も投資者との貸付けに関する接触が禁じられていることを説明していること。

なお、上記の方策にかかわらず、投資者と借り手が貸付けに関する接触をした場合には、当該投資者は貸付行為を行っているものと評価され貸金業法違反となるおそれがあることに留意する必要があるものとする。

以上